

【照会先】

社会保険業務センター総務部
企画調整課 風間・樫本・前田
電話 03-5344-1109(直通)

平成20年6月3日
社会保険庁

過年分の支払額が含まれる場合の
源泉徴収に係る対応について

年金記録の訂正による裁定の変更により、既に年金を受給している方の年金額が遡及して増額し、過年分を一括して支払う場合、社会保険庁では、これまで一括支払いした年金をその年の公的年金等の収入金額として、源泉徴収税額を計算・徴収し、それに基づく源泉徴収票を受給者に発行してきました。こうした場合、遡及した各年分の公的年金等の収入金額として源泉徴収税額を計算・徴収することが、適正な取扱いであることが確認できたので、本年2月6日に今後の対応予定について公表したところですが、現在の対応状況は次のとおりです。

1. 対象者

平成19年に裁定変更があった方のうち、正当な各年分の年金支払額及び源泉徴収税額が算出できた方々
16,943人

【内訳】

各年分の年金支払額が相違しており、	
源泉徴収税額を過徴収していた方	1,098人
源泉徴収税額が不足していた方	1,555人
源泉徴収税額に過不足はなかった方	14,290人

2. 対応

平成19年に裁定変更があった方のうち、正当な各年分の年金支払額及び源泉徴収税額を算出できた方については、各年分の源泉徴収票と年別内訳書(訂正後の支払額及び源泉徴収税額を一覧で記載)を送付することとしています。

源泉徴収税額を過徴収していた方については、6月13日の年金支払期に源泉徴収税額の還付を行います。

1人当たりの平均額：5,890円

源泉徴収税額が不足していた方については、10月15日の年金支払期の年金から源泉徴収税額の追徴を行います。

ただし、追徴方法については、10月15日の一括追徴の外に、分割徴収等のご相談を個別に行うこととしています。

1人当たりの平均額：4,326円

源泉徴収税額に過不足がない方についても、その旨、お知らせすることとしています。

3. 今後の対応

平成19年に裁定変更があった方で上記以外の方及び平成18年以前に裁定変更があった方への対応については、引き続き作業を行い、正当な各年分の年金支払金額又は源泉徴収税額を算出した上で、所要の対応を行います。